

6 予防行政

(1) 防火対象物

不特定多数の者が利用する防火対象物（劇場、飲食店等）については、火災が発生した場合に人命の危険が大きいため、消防法において人的面・物的面からの規制が強化されている。

人的面としては、収容人員が一定数以上の防火対象物について、防火管理者を選任することとされており、防火管理者は当該防火対象物における消防計画の作成及びこれに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取り扱いに関する監督、収容人員の管理等を行うことが義務付けられている。

物的面としては、一定の防火対象物については、スプリンクラー設備等消防用設備等の設置が義務付けられている。

令和7年3月31日現在の消防用設備等の設置、点検報告及び防火管理者選任の状況は、資料6-1表のとおりである。

(2) 消防設備士試験

一般財団法人消防試験研究センターで行っている消防設備士試験の合格者数は資料6-2表のとおりであり、令和6年まで甲種・乙種合わせて延べ23,172人となっている。

(3) 消防用設備等の工事又は整備に関する講習

消防用設備等の工事又は整備に関する講習は、消防法第17条の10に基づく法定講習であり、消防設備士免状の交付を受けている者は全て定期的に講習を受講しなければならない。県ではこの講習会を資料6-3表のとおり実施し、令和5年度は859人が修了し、消防設備士の資質向上につとめた。

(4) 危険物製造所等の数

県下の危険物製造所等の数は、令和7年3月31日現在で、7,973施設となった。（資料6-4表参照）

このうち地下タンク貯蔵所が全体の21.3%、給油取扱所が16.0%、一般取扱所が14.6%、屋外タンク貯蔵所が13.6%を占め、この4施設で全体の65.6%を占めている。

(5) 危険物取扱者試験

一般財団法人消防試験研究センターで行っている危険物取扱者試験の合格者は資料6-5表のとおりであり、令和6年度までで延べ205,637人となった。（資料6-5表参照）

(6) 危険物取扱者保安講習

危険物取扱者保安講習は、法令の改正等の周知徹底を図り、危険物の保安の確保を図るため、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が一定期間ごとに受講しなければならないこととされている。県では昭和47年度に1回、昭和48年度以降は年2回ずつ行っており（令和6年はオンラインを含め3回）、令和6年度は3,328人が受講した。（資料6-6表参照）

(7) 幼年消防クラブ・少年消防クラブ・女性防火クラブの現況

幼年消防クラブは、幼年のころから消防の仕事をよく理解することにより、火遊び等による火災の防止を図るとともに、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地をつくることを目

的として昭和56年度より組織化が進められ、県下277クラブがある。(R7.4.1時点)

少年消防クラブは、少年のころから火災予防に関する知識を身につけることによって、各家庭や地域、学校における火災の予防を図るとともに、火災予防思想の素地をつくることを目的として結成され、県下に165クラブがある。(R7.4.1時点)

女性防火クラブは、家庭や地域における火災予防の理解や防災体制の認識を深め、火災予防活動による火災件数の減少を図るとともに、火災時の初期消火、救急対応、大規模災害時に対応する自主防災組織として、県下22クラブがある。(R7.4.1時点)

女性防火クラブの近年の主な活動は、消防操法や普通救命の講習会の受講のほか、重点事業として、住宅用火災警報器の設置普及活動、災害時に備えた空き缶による炊飯講習活動を行っている。(資料6-7表参照)